

採用後満二年ヲ経過シタル精勤職工ニシテ自己ノ都合ニヨリ退職スルトキハ左ノ區別ニヨリ退職給英金ヲ支給スルコトヲ得

- 一 満二年以上五年未満一年ニ付 日給十分以内
- 一 満五年以上十年未満 二十日分以内
- 一 満十年以上十五年未満 三十日分以内
- 一 満十五年以上二十年未満 四十日分以内
- 一 満二十年以上 四十日分以上

現役員、戦時等ノ為メ陸海軍ニ召集セラレタルモノニ対シテハ前項ノ手数ニ依ラズ特ニ日給三十日分ノ範囲内ニ於テ支度金ヲ給英スルコトヲ得

第三十九條

昭和十一年十二月三十一日ニ在職スル職工ニシテ採

用後満二年ヲ経過シ死亡シヌハ退職シタルトキハ左ノ區別ニ依リ適次加算シタル額ノ退職手當金ヲ支給ス

- 一 満二年以上五年未満一年ニシキ日給十分
 - 一 満五年ヲ越スル部分 十五日分
 - 一 満十年ヲ越スル部分 二十日分
 - 一 満十五年ヲ越スル部分 二十日分
 - 一 満二十年ヲ越スル部分 三十日分
- 但シ自己ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ前項ニヨリ計算シタルモノノ三分ノ一以上トス

第四十條ノ別ニ定マルトコロノ退職積立金及退職手當規程第廿一條ノ内末項ヲ除キタルモノ及第廿一條ノ規定ハ本則第三十九條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十條ノ別ニ定マルトコロノ退職積立金及退職手當規程ニヨ